

シンポジウム I：臨床検査技師教育における修学支援について：多様な学生への支援

1. 教育現場からの視点

嶋田 かをる*

[キーワード] 臨床検査技師教育、障害のある学生、修学支援、合理的配慮、教育的配慮

はじめに

近年、大学の教職員間において「多様な学生像が窺える」という言葉を耳にする機会が増えてきた。この背景を考える際に、我が国の高等教育機関への主な進学者である 18 歳人口の推移を平成 30 (2018) 年度文部科学省白書において見ると、「平成 4 (1992) 年の約 205 万人をピークとして減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成 30 (2018) 年度に約 118 万人の 18 歳人口は、令和 12 (2030) 年度には 105 万人、令和 22 (2040) 年度には 88 万人に減少すると試算されています。」¹⁾と記されている。一方、平成 30 (2018) 年度学校基本調査²⁾では、大学 (国立、公立、私立) の学校数は 782 校で前年度より 2 校増加しており、大学学部への進学率は 53.3% で前年度より 0.7 ポイント上昇し過去最高となっている。また、これに短大、専門学校入学者と高等専門学校 4 年在学者を加えた高等教育機関への進学率も 81.5% (前年度より 0.9 ポイント上昇) と、こちらも過去最高を示した。すなわち、18 歳人口の減少と高等教育機関への進学率増加のほか、大学や学部新設時の規制緩和に伴う入学定員の増加によって、大学全入時代といわれる言説が生じている。

この状況の中で、「多様な学生とは・・・」と考えれば、学力面、修学面、経済面等に様々な問題を抱える学生や留学生のほか、性的少数者の学生等々を挙げることができる。多様な学生には、多様な支援が求められることになる。そこで、本稿では、何らかの機能制限により修学面に支援を求める学生へ焦点を合わせ、I. 統計からみる全国の障害のある学生の修学支援状況、II. 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』と合理的配慮の概説、さらに、III. 熊本保健科学大学における修学支援状況を報告し、最後に臨床検査学教育現場における修学面に支援を求める学生への対応課題や今後の展望について述べる。

なお、「障害」の表記については「障害」のほか、「障がい」「障碍」「しょうがい」等の様々な見解がある。文部科学省や厚生労働省等、国の機関では「障害」、地方公共団体等では「障がい」を主に使用しているが、平成 31 (2018) 年 3 月 29 日兵庫県宝塚市は、自治体として全国で初めて、障害者政策等に関する公文書に正しい由来の漢字である「障碍」の表記を使う方針を公表³⁾した。表記に関してこのような動きがあるが、本稿における「障害」の表記に関しては固有名詞を除き、障がい者制度改革推進会議 (第 26 回) 資料 2⁴⁾に基づき、「障害」を使用する。

* 熊本保健科学大学 学生相談・修学サポートセンター shimada@kumamoto-hsu.ac.jp

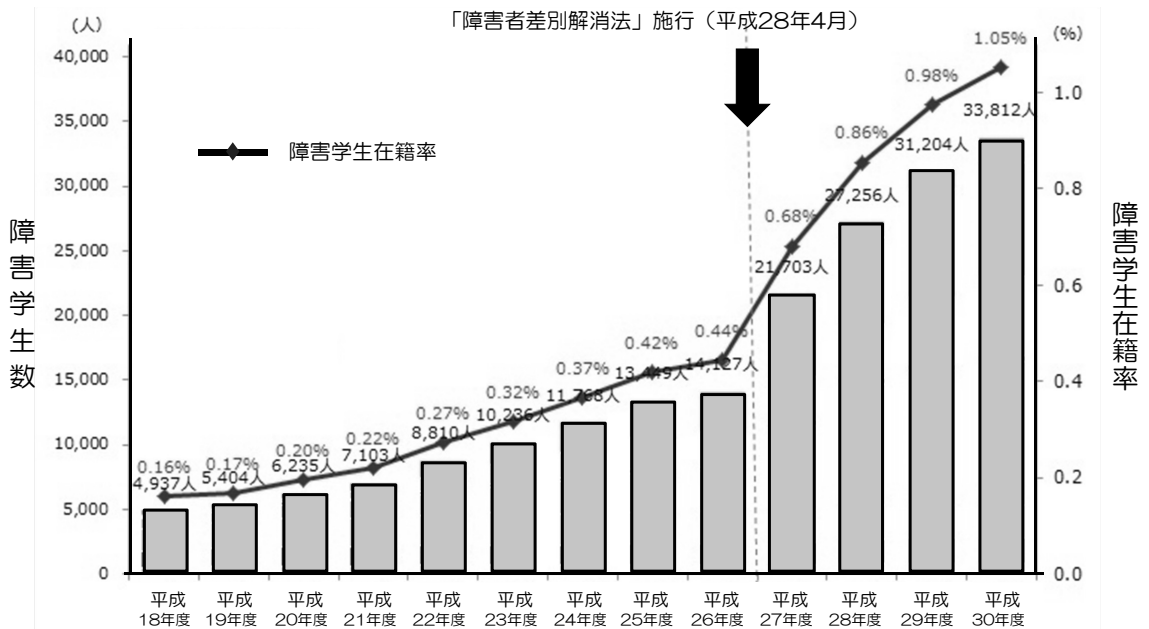
I. 統計からみる全国の障害のある学生の 修学支援状況

独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）では、平成17（2005）年から全国の大学、短期大学および高等専門学校を対象に、機能制限のある学生（以下、障害学生）の修学支援に関する実態調査（調査年度の5月1日現在の実態）を継続的に実施している。最新の調査結果⁵⁾である平成30（2018）年5月1日現在における障害学生数は33,812人で、前年度に引き続き2,608人増加しており、全学生数3,212,010人に占める障害学生の在籍率は1.05%であった（図1a）。また、調査した全学校数1,169校の80.5%にあたる941校に障害学生が在籍している状況が明らかとなった。さらに、平成30（2018）年度の全障害学生における障害種別の学生数（図1b）を見ると、最も多い障害は病弱・虚弱の11,151人（33%）であり、次いで精神障害8,770人（26%）、医師の診断書のある

発達障害6,047人（18%）となっている。経年的に見てもフィジカルな障害の割合に大きな変化は見られないが、精神障害や発達障害のある学生は年々増加傾向を呈している。この要因の一つとしては、障害についての知見が広まり、大学等における障害学生の把握が進んだことが大きいと分析されている。

一方、障害学生（33,812人）のうち、学校に支援申請を行い、それに対して学校が何らかの支援を行っている学生（以下、修学支援学生）数は17,091人で、その割合は障害学生数の約半分を占める50.5%を呈した。この修学支援学生の割合を障害者別（図1c）を見ると、支援割合が高い順に視覚障害76.6%、重複障害72.2%、発達障害71.5%、聴覚・言語障害64.5%であった。しかし、障害種別において、最も障害学生数の多かった病弱・虚弱に対する支援割合は25.3%に留まっていた。

次に、短期大学および高等専門学校を除いた、大学に在籍中の障害学生数30,190人を学科（専攻）



平成30年5月1日現在 (n=1,169校； 3,212,010人)

図1a 障害学生数および障害学生在籍率の推移

JASSO 平成30（2018）年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査一部改変

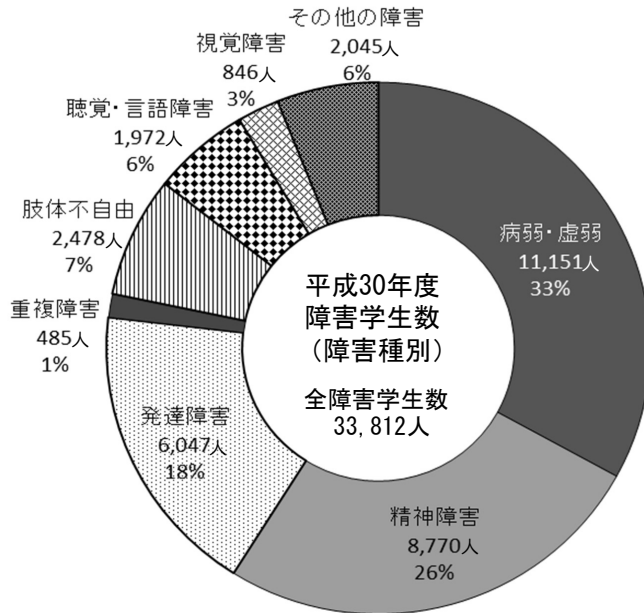


図 1b 平成 30 年度 全障害学生における障害種別学生数
JASSO 平成 30 (2018) 年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査より作図

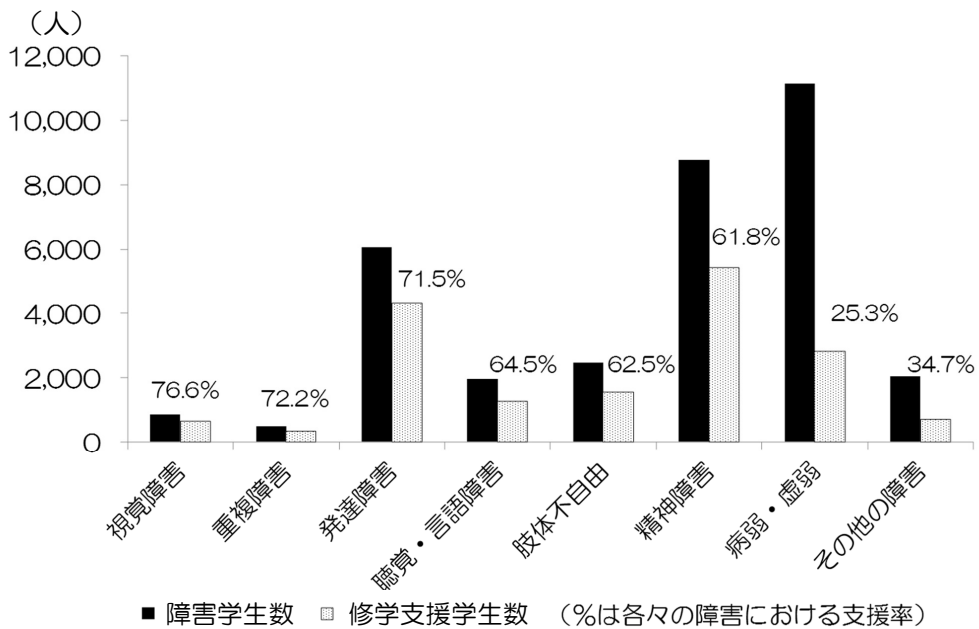


図 1c 平成 30 年度 障害種別修学支援学生数とその割合
JASSO 平成 30 (2018) 年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査より作図

別に区分すると、医学・歯学を除く保健系学部における障害学生数は2,954人、そのうちの修学支援学生数は1,140人であった。この修学支援学生を障害種別ごとに示す(図1d)と、支援を受けている学生が最も多かった種別は精神障害337人であり、次いで病弱・虚弱273人、発達障害124人の順となっており、保健系学部でも多様な障害学生が支援の提供を受けながら、修学に臨んでいる状況が確認された。

II. 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』と合理的配慮

我が国において、平成28(2016)年4月1日より施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』⁶⁾いわゆる『障害者差別解消法』は、障害者基本法の差別の禁止規定を具体化するものとして、差別の解消を推進し、共生社会

の実現に資するために制定され、二つの方策を定めている。一つは障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、もう一つは合理的配慮の提供である。この二つの方策に関して、事業者別に課せられる義務を確認すると、国公立大学等では不当な差別的取扱いは禁止(してはいけない)であり、合理的配慮の提供は法的義務(しなければならない)となっている。私立学校等の学校法人でも不当な差別的取扱いは禁止であるが、合理的配慮の提供は努力義務(するように努める)となっている。しかし、東京都では、平成30(2018)年10月1日施行の『障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例』⁷⁾により、学校法人においても合理的配慮の提供が法的義務に変更された。また、『障害者差別解消法』の附則第7条において、「法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去

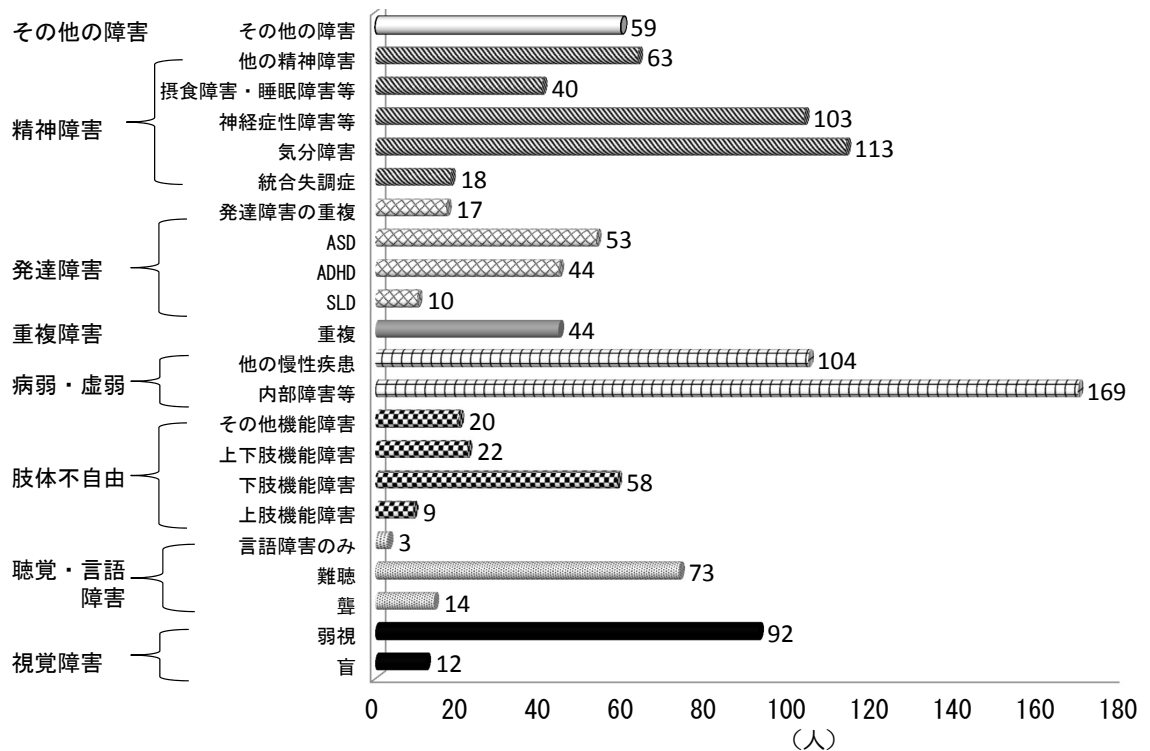


図1d 医学・歯学を除く保健系学部における障害種別修学支援学生数
JASSO 平成30(2018)年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査より作図

の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」と定められており、特に、私立学校等の学校法人における合理的配慮の提供に関しては、今後の変更を注視していかなければならない。

一方、文部科学省は、平成24(2012)年6月、大学等高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討する“障がいのある学生の修学支援に関する検討会”を設置した。検討会では、討議した内容を『第一次まとめ』⁸⁾として、その年の12月に報告した。主な報告内容は、①大学等における合理的配慮の対象範囲、②同合理的配慮の考え方、③国、大学等および独立行政法人等の関係機関が取組むべき課題であった。その後、大学等での障害学生の在籍者数が増加し、今まで以上に修学支援体制の整備が急務となった状況を踏まえて、文部科学省は、平成28(2016)年4月に再び、“障害のある学生の修学支援に関する検討会”を設置し、『第一次まとめ』の進捗状況を考慮した検討が進められ、平成29(2017)年3月に『第二次まとめ』⁹⁾が取りまとめられた。

『第一次まとめ』によると、大学等における合理的配慮は「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」⁸⁾と定義づけられている。

言い換えれば、大学等における合理的配慮は、在籍する障害学生にとって、社会的障壁(障害学生の日常生活と社会生活の支障となっている障壁)となっている部分があれば、大学等が変更・調整し除去することによって、学びの権利を保障することである。だが、合理的配慮というと“配慮”という表現から、一方的に「してあげる」もしくは「してもらおう」というニュアンスを感じ取る

場合が生ずる。

しかし、合理的配慮の原語である reasonable accommodation の“reasonable”の意味において、英米の哲学思想文献では、自己と目的を異にする他者からみても“道理に適った”といえる仕方で他者を尊重する態度に関わる意味を含んで使用されている¹⁰⁾。また、“accommodation”は英和辞典によると、“配慮”という意味はなく、“便宜や調整”等の意味である。つまり、直訳すると“道理に適った便宜”となる¹¹⁾。しかしながら、日本語訳された際に“合理的配慮”と表記されたのである。

そこで、大学等における合理的配慮は、原語本来の意味を加味して配慮をする大学等が一方的に決めるのではなく、障害学生と共に学びやすい環境を整えるためにはどうすれば良いかを念頭に、対話を進めることが肝要である。そのため、学校組織としては明確なルールを設け、当事者本人のニーズと照らして適切な配慮かどうかは、組織的に決定され提供される。組織的決定がゆえに、授業担当教員の個人的な考えとは一致しないことも生じうる。

これに対して、学校・教育分野で実施されている教育的配慮は、その機関の決定者(学校組織や教職員)が、学生のキャリアや社会生活に支障を来たさないように配慮した判断を下すことが多く、当事者本人より周囲の人の主観的・個別的判断によって提供される場合がある。また、判断基準が各教職員の個人的判断になってしまうことも否めない。

制度としての合理的配慮は、この教育的配慮を否定するものではなく、両者の違いを認識して適切に提供することが重要であり、合理的配慮を実施するにあたっては、変更・調整することのできない本質の確認が必要となる。変更・調整が不可能とされる点は、障害学生本人のニーズである。さらに、各授業で学生が習得すべき事項であり、成績評価基準の調整や学修内容の本質(教育の目的、内容、機能等)部分を省略することは不可能とされる。それに対して、変更・調整の可能な点は、障害学生が修学する上で社会的障壁となりうる講義や実習・実験方法等で、習得するため

の提供方法や手段の調整、またレポートや筆記試験等の評価方法である。舩越は、全国高等教育障害学生支援協議会第5回大会分科会の中で、「大学等がまず保障すべきものは成功そのものではなく、学びへのアクセスビリティと機会の提供であり、それを可能にする事前的改善措置としての基礎的環境整備である。」¹²⁾と語っている。すなわち、合理的配慮の前提として、障害学生への支援についての姿勢・方針や関連する様々な学内規程の整備、障害学生支援の専門部署・相談窓口設置等の体制整備のほか、バリアフリー化に配慮した施設・設備等の整備が不可欠となる。

III. 熊本保健科学大学における障害学生への修学支援

1. 熊本保健科学大学における合理的配慮の進め方

熊本保健科学大学(以下、本学)における合理的配慮の進め方を図2に示す。上述した“障害のある学生の修学支援に関する検討会”が取りまとめた『第二次まとめ』における提言を基本として、障害

学生本人または保護者からの支援申し出に始まり、学生相談・修学サポートセンター(以下、サポートセンター)運営スタッフが、本人または保護者と面談を実施して支援ニーズを聞き取り、その後、合理的配慮に基づく支援内容に関する建設的対話を、本人、保護者、サポートセンター運営スタッフおよび本人所属学科教員と実施する。支援に関して合意が得られたのち、決議機関である修学支援委員会による審議を経て、支援を決定する。決定した支援に関しては、本人との面談等を通して、定期的な見直しと改善を実施している。

2. 保健科学部における修学支援学生数

本学保健科学部3学科(医学検査学科、看護学科、リハビリテーション学科)全体の修学支援学生数の推移を障害種別ごとに表1に示した。全体の修学支援学生数は年々増加傾向にあり、平成30(2018)年度は26人で、障害学生在籍率は約1.7%を呈した。修学支援学生で最も多かった区分は、病弱・虚弱の15人(57.7%)であり、同年度のJASSO実態調査における医学・歯学を除く

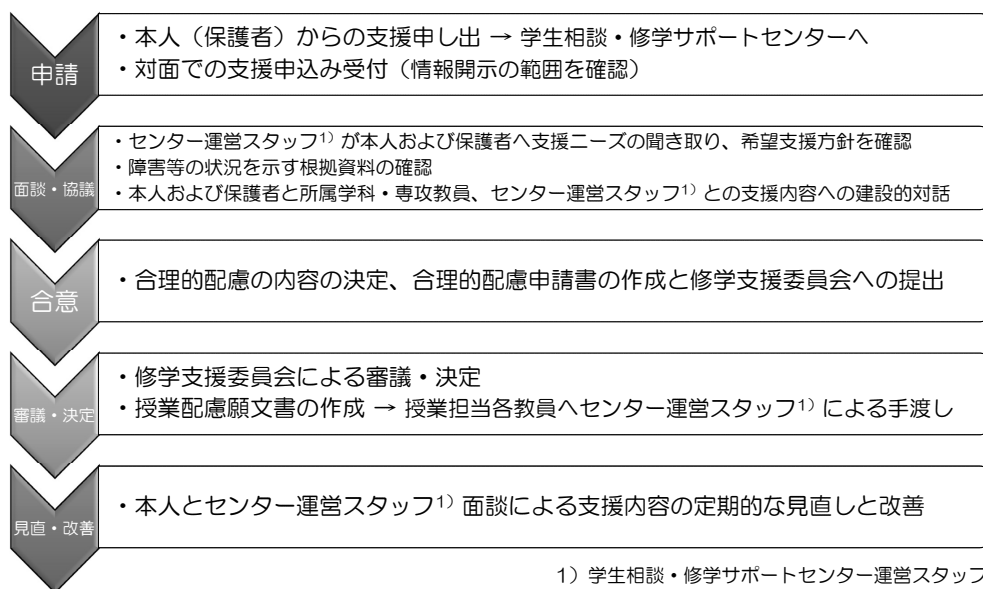


図2 熊本保健科学大学における合理的配慮の進め方

表1 熊本保健科学大学保健科学部における障害種別修学支援学生数の推移

日本学生支援機構 分類による区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ²⁾	2018年 構成比 (%)	
								本学	全国 ¹⁾
視覚障害	0	0	0	1	1	2	1	7.7	4.3
聴覚・言語障害	1	1	1	0	0	1	1	3.8	6.3
肢体不自由	0	0	0	1	1	1	0	3.8	6.8
病弱・虚弱	0	4	11	8	12	15	11	57.7	49.0
発達障害	1	4	3	1	1	1	5	3.8	6.6
精神障害	1	0	0	0	1	4	4	15.4	19.2
その他	0	0	0	1	2	2	2	7.7	6.0
合計 (人)	3	9	15	12	18	26	24	100	

1) JASSO 平成 30 (2018) 年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査

医学・歯学を除く保健系学部別の値より

2) 令和元 (2019) 年 9 月末日現在

保健系学科別の障害区分構成比 49.0% を超えた。これは、学外医療機関等における実習を契機として、実習施設における合理的配慮の提供を求めて、修学支援を申し出る障害学生が多いことが一因ではないかと推察される。なお、令和元 (2019) 年度は、9 月末日現在で、24 人の修学支援学生に対して合理的配慮を提供している。

3. 保健科学部における講義時の支援

保健科学部 3 学科における講義時の支援として、座席配慮 (前方、希望座席の確保)、途中出入りの許可やビデオ教材への字幕付けのほか、病弱・虚弱学生においては、通院・入院時の講義資料の配付や補足説明、さらに体育の授業における激しい運動時の見学許可等を実施している。また、視覚障害学生へは資料の拡大コピー提供等を、書痙のある学生へは授業・定期試験時 (解答が長文となる場合のみ) に筆記に代わるパソコン入力を許可すると共に、使用するパソコンについては、サポートセンター所有の機器を貸与している。聴覚障害学生へは、パソコンノートテイクによる情報保障提供のほか、平成 30 (2018) 年 12 月からは補聴援助システム「ロジャー」を導入している。

4. 医学検査学科における学内実習時の支援

医学検査学科における学内実習時には、講義

時同様に座席の配慮を実施する以外に、Student assistant や本学 OB を学外指導員として配置すること、ペアーを組む学生や班編成を配慮することのほか、聴覚障害や発達障害のため視覚的に物事を捉える力が高い学生の特性に合わせて、教員自作の実習操作手技を動画に記録した教材も活用している。

5. 医学検査学科における学外実習時の支援

医学検査学科における学外実習支援は、実習施設への対応を学科教員が主体となって担当し、サポートセンターは、修学支援学生本人と学科教員に対する支援を行っている。また、サポートセンターは、必要があれば実習施設および学外機関等とも連携をとっている。このように、相互の部署等が補完的に機能しながら学外実習支援体制を整えている (図 3)。

先述した、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が報告した『第二次まとめ』において、学外実習等で学外の複数の機関が関与する場合には、支援の主体が不明確になりがちであることから、「受入れ機関においても一定の支援が必要になる (国内の機関であれば障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務等が発生) と考えられる」しかし、この調整が困難になることも予測される

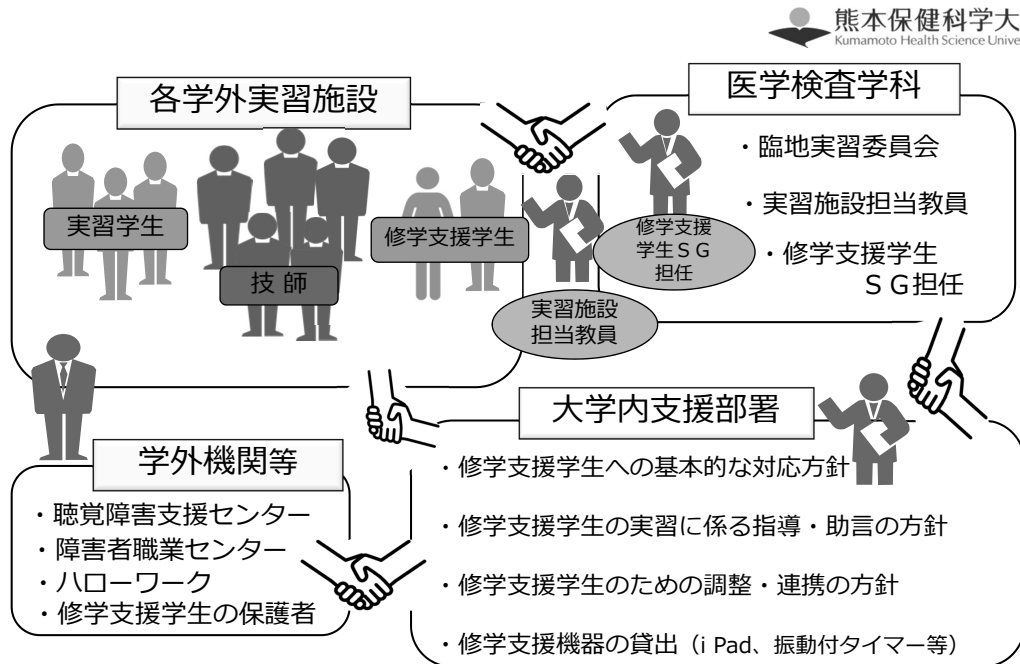


図3 熊本保健科学大学医学検査学科における学外実習支援体制

ことから、「大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行う必要がある。その際、受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行うことが重要である。」⁹⁾と提言していることから、今後、ますます学外実習施設との連携を重要視していかねばならない。

おわりに

教育機関として“教育の本質”を変えることなく、教職員が合理的配慮の提供を実施するにあたり肝要なことは、大学等としてのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針やシラバス等を充実させること、さらにこれらを明確にして、自施設における教育の本質を可視化することである。特に、教員が責任をもって記入するシラバスは、授業科目の詳細な授業計画書であり、学生がその科目の準備

学習等を進めるために基本となるものである。それゆえに、教員は担当する授業のシラバス作成において、授業目標 (GIO、SBO)、授業概要、授業形態 (講義、実習、演習、実技等)、成績評価方法を明記するほか、教科書や教材へのアクセシビリティ、準備実習、さらにディスカッションやグループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニングの要素を丁寧に記述することが望ましい。これらの項目の充実は“教育の本質”を可視化することができる。それにより、授業を受講するすべての学生、特に障害学生は、具体的に“何が困るか”を事前に判断する資料の一つとしてシラバスが活用できる。加えて、支援部署や支援者を含めて、合理的配慮提供時の変更可能な点や不可能な点が明確になっていく。

さらに、教員は、多様化する学生に対する支援者としての姿勢やスキルを身につけることも重要である。臨床検査技師養成施設でも導入され始めてきた臨地実習前の総合実習 (OSCE) 実施においても、障害学生の障害特性と支援ニーズを踏まえ、

当該学生における技術・技能取得や定着には時間を要することも認識しておかなければならない。

そのほか、教員は、修学支援学生の意向を尊重し、本人の情報を支援部署や支援者と共有する際には、個人情報保護の観点に十分留意しながら連携をとることも大切である。また、繰り返しになるが、講義・実習等における合理的配慮の提供に関しては、学生の学ぶ権利を保障するという方向性をお互いに持ち、建設的な対話を修学支援学生と共に実施することが肝要である。

そして、学生が求められる能力に達成するためのアプローチの仕方は多様であることに理解を示し¹²⁾、教育の目標や公平性を担保しながら修学支援学生のみならず、すべての学生に分かりやすい授業をめざし、各教員が新たな切り口で授業改善に取り組む姿勢が必要である。

臨床検査技師への道を選び、希望をもって入学したすべての学生が、その夢を成就して医療界へと羽ばたけるよう、寄り添いながら共に歩いていきたいものである。

謝辞: 本稿作成にあたり、数々の資料とご助言を賜りました、富山大学教育・学生支援機構学生支援センター西村優紀美先生および京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム舩越高樹先生に心より感謝申し上げます。

文 献

- 1) 第2部 文教・科学技術施策の動向と展開, 第5章 高等教育の充実, 平成30年度文部科学省白書, 文部科学省, 2019.
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201901/1420047_012.pdf
- 2) 平成30年度学校基本調査(確定値)の公表について, 文部科学省, 2018.
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1407449_1.pdf
- 3) 公文書等において「障害(がい)」の表記を使用します, 宝塚市, 2019.
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/1010515/1028821.html>
- 4) 「障害」の表記に関する検討結果について, 「障害」の表記に関する作業チーム, 障がい者制度改革推進会議(第26回)資料2. 2010: 12.
- 5) 平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書, 独立行政法人日本学生支援機構, 2019.
- 6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律, 内閣府, 2016.
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65.pdf
- 7) 障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例, 東京都, 2018.
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/kaisyoujourei/sabetsu_kaisho_jourei.files/01zyourei0610.pdf
- 8) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会, 第一次まとめ. 文部科学省, 2012.
- 9) 障害のある学生の修学支援に関する検討会, 第二次まとめ. 文部科学省, 2017.
- 10) 井上達夫. 公共性の法哲学. 京都: ナカニシヤ出版 2006: 22-3.
- 11) 慎 英弘. 合理的配慮に関する一考察. 四天王寺大学大学院研究論集第10号 記念号 2016: 5-22.
- 12) 西村優紀美, 嶋田かをる, 舩越高樹. 分科会 H 教育の質保証とテクニカルスタンダードをめぐる諸課題について(配付資料). 全国高等教育障害学生支援協議会第5回大会. 東京: 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会 2019: 17.